

○豊明市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例別表第1の規則で定める事務を定める規則

平成27年12月28日

規則第30号

第1条 [豊明市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例\(平成27年豊明市条例第62号。以下「条例」という。\)](#)別表第1

の1の項の規則で定める事務は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)及び国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)に規定する特別障がい者手当・障がい児福祉手当及び福祉手当の支給を受ける者であつて、かつ、愛知県在宅重度障害者手当支給規則(昭和45年愛知県規則第29号)第2条第1項又は同条第2項第1号若しくは第2号に規定する障害を有するものに支給する愛知県障害児福祉手当、愛知県特別障害者手当又は愛知県経過的福祉手当の受給資格の認定の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査に関する事務とする。

第2条 [条例別表第1](#)の2の項の規則で定める事務は、重度心身障害者日常生活用具給付事業における用具の給付の申請の受理若しくはその申請に係る事実についての審査に関する事務、訪問入浴サービス事業における訪問入浴サービスの利用の申請の受理若しくはその申請に係る事実についての審査に関する事務、移動支援事業における移動支援事業の利用の申請の受理若しくはその申請に係る事実についての審査に関する事務又は日中一時支援事業における日中一時支援事業の利用の申請の受理若しくはその申請に係る事実についての審査に関する事務とする。

第3条 [条例別表第1](#)の3の項の規則で定める事務は、[豊明市遺児手当支給条例\(平成4年豊明市条例第2号\)第4条](#)の遺児手当の受給資格の認定の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査に関する事務とする。

第4条 [条例別表第1](#)の4の項の規則で定める事務は、愛知県遺児手当支給規則(昭和45年愛知県規則第30号)第4条の遺児手当の受給資格の認定の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査に関する事務とする。

附 則

[この規則](#)は、平成28年1月1日から施行する。